The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	30年代ドイツにおける為替管理政策と「通貨自主権」
Author(s)	芦田, 亘
Citation	大阪外国語大学学報. 1973, 29, p. 289-300
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80480
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

30年代ドイツにおける為替管理政策と「通貨自主権」

芦　田　　亘

Die Devisenbewirtschftung und die Währungsautonomie in den dreißiger Jahren

Motomu Ashida

Wegen der seit dem Einbruch der Weltkrise von dem Ausfluß des kurzfristigen Auslandskapitals hergekommenen Erschöpfung des Gold-und Devisenbestandes mußte die Regierung Brünings zur Verhinderung einer weiteren Verminderung des Auslandskreditvolumens an Deflations-und Kreditrestriktionspolitik halten und sie konnte nicht tun, was durch die aktive Konjunkturpolitik zur Überwindung der Krise hätte führen können. Was die Regierung zwang, diesen harten, die Wirtschaftskrise nur verschärfenden Weg auszuwählen, war das System der Währungs-und Finanzkontrolle von den Allierten, derer Kern es war, die 40%ige Deckung des Notenumlaufs durch Gold und Devisen, die durch den Dawes-und Young-Plan vertraglich und durch das Reichsbankgesetz 1924 gesetzlich vorgeschrieben wurde, nicht zu unterschreiten.

Die Forderungen, als ein notwendiges Mittel zur Behebung der Krise die Keynessche „deficit spending" -Politik, die sogenannte großartige Arbeitsbeschaffungspolitik mittels der staatlichen Kreditschöpfung, einzuführen, mußte also unvermeidlich in den Streit mit diesem System geraten. Diese Aufgabe aufzulösen war sicherlich einer der hauptsächlichen wirtschaftspolitischen Inhalte der sogenannten Hitlerschen Unabhägigkeit Deutschlands. Was waren, wenn es so war, die wirtschaftspolitischen Basen oder Mittel der Hitlerschen Unabhägigkeit? Eine wichtigste dieser Basen lag darin, mittels der Devisenbewirtschaftungen die Währungsautonomie Deutschlands zurückzubekommen. In der damaligen komplizierten Weltwirtschaftslage spielte solche Unabhägigkeit selbst eine große Rolle als ein Konkurrenzmittel der U.S.A. gegen England und Frankreich in dem Währungskrieg, der wegen des Zusammenbruchs des Zusammenhangs von Reparationen mit Kriegsanleihenzahlungen sich entfaltete, um den leitenden Platz im neuen System des internationalen Geldumlaufes zu nehmen.

はじめに

世界恐慌の勃発とともにドイツは，短資流出による金・外貨の枯渇から信用制限・緊縮財政への道を定められ，恐慌と失業の激化を招く以外に術がなかった。ドイツのこの悪矛盾を定めたものこそ，ドーズ・ヤング両案による通貨・財政管理の体制であり，通貨増発による公共支出政策（雇用創出政策）としてのケインズ的恐慌克服政策への流れは必然的にこの体制に突当らざるをえなかったのである。これが，いわゆる「ヒトラー的自立」の経済的問題である。しかし我々はこれに止まりえず，その「自立」の経済政策的基礎をこそ解明しなければならない。結論を先取りして言えば，その中心的な基礎は，為替管理を国際的競争手段とする「通貨自主権」の奪還にあると考える。またこれを国際的な側面で位置づければ，賠償・戦債支払関係を軸とする国際的な資金還流体制の世界恐慌による深部からの崩壊から三国通貨協定への再編成の時期において，アメリカの英仏との「通貨戦争」の手段として位置づけられるものと考える。以上の結論は総合的に明らかにされるべきものではあるが，この論稿は限定された範囲においてのみ分析を試みたものである。

（注）第2次大戦後におけるＩＭＦ体制とアメリカによる各国の財政自主権，通貨自主権の掌握の問題については，次のものを参照。池上惇「現代日本資本主義の基本構造」汐文社，1972年：特に第5部参照。ＩＭＦ体制による財政・通貨自主権の剝奪は，「国際的独占協定の新しい水準」として概括されている。及び，坂井昭夫，援助と「財政自主権」，「京大経済論叢」第106巻第4号，昭和45年。

Ｉ．「通貨自主権」の喪失と雇用創出政策

(1) ドーズ案，ヤング案による通貨管理政策

ドイツは，ドーズ・ヤング両案により1924年から1931年までの間に約180億Ｒ.Ｍ.の外資（約50%がアメリカ資本）を導入し，それで約113億 Ｒ.Ｍ.の賠償支払いを行ない，連合諸国はその期間に約80億 Ｒ.Ｍ. の対米戦債支払（利子，元金）を行なったのであり（第1表参照），実質上100億 Ｒ.Ｍ. 近いドル資金の還流によって大戦間期の国際的資金流通体制が支えられ，世界的な資本・商品流通と為替取引が軌道に乗せられた。[1] ドイツにとってのこの体制の意味するところは，政府間賠償債務をテコにしたアメリカ中心の外国民間資本へのドイツ経済の「債務奴隷化」であり，30年代のドイツ経済における中心的問題は何よりもこの外債処理（外貨への利子・元金支払い，特に短資流出入）の問題にあった。ドーズ案はこの戦後の国際的資金流通体制を支える賠償支払いと外資の利子支払・償還を保証するために，通貨安定と財政均衡を連合国の管理の下においたのである。連合国による「財政経済管理」の中心におかれたものは，ライヒス・バンク（以下，Ｒ.Ｂ.）の改組とその直接的な管理権の掌握であった。唯一の発券銀行としてのＲ.Ｂ.の改組は，政府からの「自主化」と連合国代表の管理への参加（監事会 Generalrat の半数）が行なわれ，保証準備規定と国家への信用供与制限とによってドイツの金為替本位制度と通貨安

定を基礎づけたのである。すなわち，1924年の銀行法の保証準備規定はドーズ案により，戦前の兌換券発行保証原則が銀行券流通高の少なくとも⅓を金で，残りは3カ月期限内の信用ある割引手形で行なうことを規定していたのに対し，金又は外国為替を少なくとも4割（うち¾を金で）保有することとし，残額は3カ月期限内で支払能力確実な3名を債務者とする商業手形・小切手のみに制限した（28条）。また25条においては，従来3カ月以内に額面価格で償還される大蔵省証券が保証準備の適格物件の資格を与えられて国家の信用供与は実際上無制限であったものが，上記の再割引手形が3名の債務保証を必要とすることに加え，直接，国に対しては最長期限3カ月総額1億R.M.以下，国有鉄道と郵便に対しては計2億R.M.限度の運転資金のみに制限して，中央銀行を通じた国家の財政資金調達を厳重に規制した。また，ドーズ案はR.B.にR.M.で払込まれた賠償金の金・外貨による送金を債権国側の責任に移し，逆に外貨送金保護規定（Transfer-Schutz）によってR.B.の為替安定政策を保護したのである。R.B.は戦後インフレ期に為替管理を復活し（1922年外国支払手段取引法etc），漸次解除していくが，同時に外国為替売買（株式取引所における為替の売却と在外市場でのマルク紙幣の買房し）を行なって為替相場に出動したのであり，準備保有の外貨が直接為替相場に出動せざるをえない体制であった。

このような発券制度の管理体制は，民間信用銀行における「外資借りと長期設備投資」がドイツ銀行制度の資本調達様式として定着したこととあいまって，R.B.の為替保有を軸に対内・対外財政金融政策・諸制度が為替によって緊密にリンクされることとなり，国内信用創出政策が終局的に，「対外競争の戦場」である「国際収支と為替相場の支配の手」におかれ，実質上「貨幣創出の外国経済への引渡し」[2]の意味を持つたのである。29年のヤング案の交渉において，フラン短資の流出の圧力が，当時すでに景気下降の兆を見せていたドイツに賠償案をのませる1つの原因となったことのうちに，この「財政・通貨自主権」[3]の喪失の重さが端初的に示されている。

以上の通貨管理体制のその後における変化は，まず27年より始まる短期資本流入への依存である。特にアメリカにおける株式ブームによってドルの長短資本が還流しはじめたのにかわり，29年のアメリカでの恐慌の暴発によってアメリカから逃避したフラン短資（スイス・ベルギーを通じても）がドイツに流入して，ドイツの外国為替獲得は短資に依存する体制となった（第2表参照）。第2の変化は，ヤング案により，財政金融の面での直接的な管理機構が全て廃止されると同時に，外貨送金保護規定も停止され，年次金はドイツ政府がR.B.にマルクで支払い，R.B.が外国為替で国際決済銀行に引渡すことになったことである（約6億R.M.は無条件で「支払」・「引渡」がきめられたが，残額分は1年の「支払」猶了と2年の「引渡」猶了が認められた）。この短資依存と外貨送金保護規定の廃止が，為替市場を通じて，賠償支払保証のための厳しい通貨・財政均衡を強制しうるより間接的な管理を強化するものであったことは明らかである。[4]1931年7月の金融恐慌にあってシャハトはそれのもつ意味を次のように示した。「ドイツが外債の恒常的な受取りによってのみその国際収支を均衡させうるのならば，我々の通貨は，安定維持の意味からでなく，もし外国信用の突然の中絶あるいは突然の返還請求によって外国為替と金が引出されるならば，ライヒスバングがまさに安定維持の目的のために突然の信用制限を行わなければならないという意味から脅やかされているのである」[5]

(2) 雇用創出政策の財政資金調達問題

ブリューニング政府の下での1931年の金融恐慌，銀行停止とフーバーモラトリアムの時期においてはヤング案に反対する運動の中から各種の財政経済改革案が提起されたが，その主要な改革の方向は財政支出・信用拡大による積極的恐慌対策を要求するものであった。中でも後に G. Strasser(NSDAP) によってナチ経済綱領（1932，夏）に引きつがれた R. Friedländer-Prechtl（工業家,経済評論家）の改革案が唯一賠償支払停止による恐慌政策をかかげたのであり,原料・工業製品の開発拡大とともに，自動車道路網を中心に社会資本への公共投資政策を積極的恐慌政策として提起したのである。これら改革論争における主要な問題は，緊縮財政・信用制限による賠償支払か，賠償支払停止による公共支出政策かの重大な選択にあった。[6] が,これら財政支出と信用拡大を要求する改革案のほとんどは，連合国の間接的な通貨・財政管理の中枢に位置する発券銀行制度及びドイツの銀行制度を改革するという核心に触れない，せいぜい賠償支払分や減税政策を利用する企業への融資等のような民間設備投資促進をねらいとした資金調達案を提起しえたのみであった。この中で唯一 Wagemann-Plan(「貨幣・信用改革」)のみが,国家的支出政策のための信用創造を可能にする「ドイツの銀行・信用制度の根本的な改革」を提起したのである。[7] これが諸改革案の中でも連合国側の心胆をいかに寒からしめたかは，次の B. M. Anderson（債権委員会秘書）の発言に端的に示されている。同時に，事態の核心がどこにあるかがはしなくも露呈されている。

「ワーゲマンの提案の実行は，アメリカでは新たな紙幣インフレーションの徴候だと見なされ，政治的影響からのライヒス・バンクの独立に対するアメリカ債権者の信用を震憾させるには，発券銀行法（注：1924年銀行法）の単なる変更で充分であろう」[8]

この銀行法の「単なる変更」も，外資特にフラン短資の引上げによる対抗行為を阻止するために，いかに強力な為替管理を必要とするものであるかは次の一文によって明らかである。

「フランス政府とフランス銀行総裁は，31年のライヒ統計局長 E. ワーゲマンの提出した平価切下げ提案に関して，フランスはそのような処置について信用解約通告で答えるであろうことをはっきり理解するように警告した。」[8]

ワーゲマンの改革は，銀行制度の改革により，「公的金融を基礎とする雇用創出」政策に「国債を準備とする貨幣発行」政策を結合させることにあった。[9] 改革の柱は，a) 保証準備規定の大巾な変更と厳しい為替管理政策をめざす，ライヒス・バンクの改造，b) 公的諸機関の短期債務の借換え,c)「外資借入れ・長期設備投資」を特徴とする信用銀行制度の改造により,信用の流動化とR.B.の新しい政策として行なわれる本格的な「公開市場政策」の機能を保証すること，d) 資本損失の秩序ある清算で，ある。[10] 銀行法改革の中心は，一方で国内銀行券発行を金・外国為替から解放し（国内流通銀行券は各種振替証券のみを準備とする），他方で金・外国為替を対内・対外の振替勘定にリンクさせ，特に為替安定操作に全面的に動員することにおかれていた。[11] 国内信用創造と対外決済とを分離することである。

ブリューニング政府はこの Wagemann-Plan を採用しえず，企業減税と大業課税強化，賃金・価格引下げと社会政策的支出の削減を中心とした緊縮財政計画（30年12月と31年6月の第1・

第2財政経済安定緊急令）を遂行し，ドイツ経済は，「為替戦争→金・外貨流出→信用抑制→財政緊縮→賠償支払→積極的恐慌政策の不可能による恐慌の深化→外資流出と資本逃避」の悪循環に伸吟した。R.B.の金・外貨保有は，31年7月7日に40%条項を割り，同8月に一時39.3%に上昇した後31年末には24.8%に低下[12]し(第3参照)，ドイツ国立銀行は，貨幣・為替市場を調節する能力を失なって，1924年のインフレーション・為替相場の暴落を再現するやもしれない破算の前に立たされるにいたったのである。勿論，外資流出と国内資本逃避に対してブリューニングとルーテル(R.B.総裁)は，フランスの抵抗とアメリカの積極的助言と支持のもとに部分的な為替管理(31.7.15.外国支払手段取引令)の復活と「短資据置協定」の締結を行なったが，割引政策の失敗の後でのそれの補助として一時的過渡的かつ制限されたものであった。従来，西独の研究者 Rolf E. Lücke や Karl Erich Born 等により，この為替管理でもってブリューニングは本来デフレ政策の放棄とケインズ的財政支出政策への転換を行ないえたはずだとされてきたが，[13]これは当時の為替管理の欠陥（外為の「事後割当」，多国資本所有者への利子支払と償還とは実際上無制限）と据置協定の不充分さ，債権国の圧力を過少視していることに原因の一半がある。しかしより重要なのは，必要とされる為替独占・管理の経済政策的な核心が R.B. と信用制度の改革，即ち連合国の通貨管理からの「自立」の手段としての側面にあったことが看過されているのである。この体制的枠内でのケインズ的財政公共支出政策・資金調達方策が失敗に帰することは，ブリューニング政府に続くパーペンの計画（Papen-Plan：失業者雇用企業への租税証券の発行＝実質上の企業減税による制限された公共土木事業）の経過に極めて明らかである。

（注）

1) 楊井克己編「世界経済論」，経済学体系 6.東大出版会，第6刷，1971年。117頁。

2) Ernst Wagemann, Wo konmt das viele Geld her? Geldschöpfung u. Finanzlenkung in Krieg u. Frieden, Völkischer Verlag G. m. b. H. 1940. S. 56.（ワーゲマンは，ドイツ景気研究所所長，ライヒ統計局長，ベルリン大学教授，主著は，Struktur u. Rhythmus der Weltwirtschaft, Verlag von Reimar Hobbing, 1931.）

3) 「ドーズプランの下ではドイツの自主的な通貨政策が存在しなかった。」「この外債とライヒスバンクの準備規定との間の連携が1931年夏に大きな役割を果たさざるをえなかった」（金融恐慌，銀行閉鎖のこと）(Karl Erich Barn, Die Deutsche Bankenkrise 1931, Finanzen u. Politik, Wünchen, 1967, S. 29)

4) ヤング案については，Martin Vogt, Die Entstehung des Youngplans, Schriften des Bundesarchivs 15., Harald Boldt Verlag, 1970. が最新の研究である。シャハトとミュラー内閣との論争が明らかにされている。

5) K. E. Born, a. a. O. SS. 112—113.

6) Wolfram Fischer, Deutsche Wirtschaftspolitik 1918—1945, SS. 59—60. 当時の改革論争については，Wolfgang J. Helbich, Die Reparationen in der Ära Brüning, Studien aus Europäischen Geschichte aus dem Friedrich-Meinecke-Institut Der Freien Universität Berlin, Bd. V. 1962, 第3章，第3節を参照した。

7) E. Wagemann, Geld-u. Kreditreform, Berlin 1932,「最もよく熟考され，最も有名な改革計画の

うちで，ただ景気研究所の指導者 E.Wagemann の計画のみが，直接的な信用・資本創出と国家的な労働創出を見通していなかった；彼はドイツの銀行・信用制度の根本的な改革にのみ限定しており，勿論それが信用創造を可能にするものであった。」(W. J. Helbich, a. a. O., S. 53).

8) K. E. Born, a. a. O., S. 45.

9) E. Wagemann, Wo kommt das viele Geld her?, SS. 62—63

10) E. Wagemann, Geld-u. Kreditreform, SS. 18—19,

11) Ebendort, S. 48.f.

12) K. E. Born, a. a. O., S. 122.

13) Rolf. E. Lücke, Von der Stabilisierung zur Krise, Basle Center for Economic and Financial Research, Series B. No. 3, Zürich 1958, SS. 344—346,

K. E. Born, a. a.O., S. 123.（「それゆえ，為替管理の時期以後デフレーション政策は余計なものであった。」）

Ⅱ. 1933年改正「銀行法」と「新計画」の資金調達方式

ヒットラー政権掌握後，H.シャハトはR.B.総裁（33年3月）と経済相（34年4月）に返り咲き，Transfer-Stopp と「銀行法」改正を行ない，その上に立った大規模な雇用創出政策（「新計画」34年9月）を展開した。彼は，パーペン，シュライヒャー（ゲーレケ緊急計画）の諸計画が「外国為替に束縛された経済に入り込みながら恐慌を防止しようと試みて来たのだ」[1]としつつ，正にR.B.の有様に焦点を定め（「外国が国立銀行を無能力にしたのである。私は此が恐慌の発展の中での最も悪い影響だと思う。」[2]），かって自身も参加してつくった24年銀行法の基本原則を自らの手で喪ったのである。

(1) 為替管理から「通貨自主権」へ

32年来の短資の急激な流出につつぎ，33年にはナチス政権成立を忌避した長期資本の流出が起り，国際収支は第2表に見るとおり，輸出入収支とサービスでの黒字にもかかわらず長・短期の資本収支と利子配当での大巾赤字となり，差額4億R.M.余が金・外貨で支払われ，R.B.保有金・外貨は5億R.M.余への急減を示した(第3表参照)。この中で政府の為替管理は，一方の短期に加える長期資本の元利支払への統制による為替相場安定であり，他方の貿易統制と結合した外貨割当制の強化と輸出促進である。同時にR.B.の準備規定を改正して，国内通貨増発にもかかわらず金・外国為替をこれら両部面に出動させうるようにすることが必要となる。特に長短期資本への支払いに関する為替市場での闘争が最も激しく，ここでまずナチス政権の対内外経済政策でのまさに「自立」の足場，同時にその限界が画されることとなった。短資市場では，短期据置協定の継続・強化(信託会社への登録，外国への流出禁止＝登録マルク)と協定外債務に関するそれまでの為替管理法類の統一・強化（為替管理令，33.5. 国内投資・外国人旅行者誘致・輸出促進等への使用に限定，据置封鎖マルク）であったが，より激しい闘争が行なわれたのは長期資本市場である。長期資本の元利支払制限は，まず「対外債務支払法」(33.7.）の施行によって，満期の長期資本元利支払は，「ドイツ外貨換算金庫」にマルクで払い込ませて利子支払の50%の外貨

送金（34.1. より30%）のみに限定した。残りの50%は，スクリップ（無利子債務証書）で支払われて据置封鎖マルク勘定が設定され，外国債権者は，それの国内での充用と減価レートでの売買を許された（最終的にドイツの金割引銀行が額面額の50%で買取る。それゆえ外国債権者は合計「利子支払」の75%を外貨で取得可能）。この長短期資本取引規制を背景にシャハトの手で33年10月に銀行法改正が強行された。債権諸国特にフランスの対抗は，その後ひきつづく金・外貨流出も加わって，すでに準備されていたトランファー法（33.6.9.）によりドーズ外債，ヤング外債の利子支払とドーズ外債の償還支払の停止を含む全面的な外債支払の「トランスファー・モラトリアム」が一方的に声明されたことによって激化した。債権国は，対ドイツ出超尻の差押えという報復措置によってドイツを「トランスファー国際会議」に引き出し，両者の妥協の下に国別のトランスファー協定が締結され，トランスファー法が施行される（34年5月より6月）。これによって外債元利支払は全額マルクで外債償却金庫に払いこまれて国内証券市場への投資が規定され，金庫からは前記無利子のスクリップに代わって3%利付債務証書（基金証券）が発行され，基金証券は証券市場での売買とR.B.あるいは金割引銀行での額面40%での買戻しが行なわれたのである。ここでのモラトリアム声明の敗退とスクリップ・基金証券の買戻し政策は，ヒットラーとシャハトの為替管理政策といわゆる「自立」の限界を語るものである。また「封鎖マルク」を通じて，特にアメリカ独占資本によるドイツ軍需産業への資本結合が新たな発展を示したこと，かつスクリップ，基金証券等が東欧を中心とする諸国への資本商品の進出促進の手段とされたことに，この「自立」の金融的従属の特徴が端的に示されている。

勿論このことを考えた上においてもなお，我々は次のワーゲマンの彼なりの凱歌を認めるのに恪でないであろう。

「国民経済はこの為替の強制管理によって金融上の運動の自由を獲得した」[3]。

さらにまた「為替管理が，沈滞している生産の諸分野を貨幣創出が刺激するのにとって不可欠の前提であった」[1]のであり，それゆえ次に銀行法の改正と雇用創出政策の資金調達方式を見なければならない。

33年10月の改正銀行法では，法律上制限された範囲（14条：国民経済上正当視すべき場合の金兌換）での兌換を認めて金核本位制の性質を保持しつつも，発券準備物件に触れずに金・外貨保有量と銀行券流通高の間の関連を基本的に切断した。旧法の2条項（①準備率が4割以下の場合の割引歩合は年5分以上，②準備率を超える発行に義務づけられた累進発行税の国庫への納付）が撤廃され，第1に発券準備における保証物件の拡大（商業手形にとどめず，R.B.の貸出担保として適格の各種有価証券，特にライヒ・州・地方自治体の債券を同資格として準備物件に入れる），第2に，R.B.の公開市場政策の採用を新たに規定した。勿論，特に旧法の国家財政からの「自主化」条項と政府貸付の3カ月・1億R.M.制限条項等は，シャハトの「インフレ防止」の建前から残され，これが彼のR.B.総裁辞任の因となる。これによって金・外国為替は国際収支決済と優先的輸入割当・輸出促進（「封鎖マルク」の輸出補助金的な利用）に出動し，「新計画」を中心とする各種雇用支出・公共支出政策のための信用創造を可能にする基礎が切開かれたのである。R.B.の36年末の各種手形・小切手の保有は，32年末28億R.M.の約2倍にあたる54億

R.M.余にのぼり，銀行券流通高は同期に35.6億R.M.から49.8億R.M.に増大し，預金通貨を含めて約66億R.M.にのぼった（36年金・外貨保有は7,500 R.M.）ことにそれが如実に示されている。[5]

各種雇用創出計画（ただし34年新計画以降は秘密再軍備のための軍事支出が増大する）は，住宅・電力・ガス・道路をはじめ自動車道路網等の社会資本投資から直接的な軍需産業拡大に展開されて，その資金調達様式もそれぞれに異なり，失業救済手形，労働国庫証券，寄付証券，利子補償券，雇用創出手形，メフオ手形の形で発行されたが，中心的な調達様式は上記の銀行法における旧法の残滓（貸付制府政限，3名債務責任の商業手形等）をうけて，国債の形をとらずに実質上国債の発行に等しい「手形」擬制をとって，その「前貸」Vorfinazierung と割引・再割引の形で行なわれた。この特有の「手形前貸」支払は，国家と R.B. の下にドイツ公共労働団体（失業救済手形），Mefo (Metallurgische G. m. b. H, メフォ手形），ドイツ交通信用銀行等の特定金融機関を設立し，国と公共団体の事業発注者が支払保証（再割引適格物件たる承認を与えて流動性を確保する)を与え，事業請負者はその手形を上記の機関で割引き事業資金を手に入れ，これら機関はR.B.の再割引を受けるのである。その特徴は，特別な金融機関を手形引受入とし（実質上の国家債務負担），国家と公共団体が支払保証を与える（公的保証債務）が，国家財政の直接的債務である公債と違って財政上表面にあらわれず「健全財政」の形式を整えることができ，前記R.B.の政府貸付制限の枠内をまもることにあった。ただし35年以降には前貸手形の長期公債化が金融市場の整備，金融機関の統制，利子引下，公債強制所有等の諸政策の実施にともなって行なわれ，38年3月に前貸金融がシャハトによって打切られた。

同時にこの時点でゲーリング，フンクとシャハトの財政資金調達方式における対立が表面化し，[6]シャハトに代わるフンク（経済相）のR.B.総裁就任によって39年6月銀行法改正が行なわれたのであるが，これは「前貸」形態の制限を破って39年11月の国庫証券，短期無利子の国庫手形を復活させ，膨大な戦費調達を可能にさせるものであった。39年改正銀行法は，24年銀行法の実質上完全な廃棄を意味した。第1に「ライヒス・バンクは直接総統と首相の下におかれる」(§1）としてR.B.の政府からの「自主化」条項が，第2にR.B.の国家への信用供与の制条項が廃止されたのである。[7]また第3に，金・外国為替は「銀行券の保証として承認」するとされて24年銀行法の残滓が除かれて，国庫証券，国庫手形が準備に明記され，短期公債の発行と借換えによる国家信用創出を支えることになった。

（注）

1) ワーゲマン，シャハト，「ナチス戦時経済講話」中屋則義訳，八元社，昭和15年。203頁。

2) 同上，204頁。

3) E. Wagemann, Wo kommt das viele Geld her? S. 131. 4) Ebenda, S. 134.

5) 串本友三郎，「ナチス新金融政策」立命館出版部，昭和16年，283頁。

6) 国債の限度は財政的に見て歳入により元利支払いを行なえる点，通貨的にみて，国家の短期借入が紙幣の印刷によらず金融市場により賄い得る点を主張して対立した（日銀，独逸情況報告，昭和13年第3号。長守善，ナチス経済建設，昭和14年，463頁)。

7) Deutsche Geschichte in Daten, Institut für Geschichte der Deutschen Akadmie der Wissenschaften zu Berlin, 1967, S. 708.

Ⅲ. 英米仏「通貨戦争」の手段としてのドイツ為替管理政策

最後に，上記のよな為替管理を手段とした「通貨自主権」の確保に示されている「自立」の真の意味を，世界的な為替・通貨戦争における役割の面から反省しなおさなければならない。

米英独仏の賠償・戦債支払関係は，第1表に明らかなように，ドイツ賠償支払のうち約6割が英仏等による戦債支払（うち8割がイギリス負担）としてアメリカに支払われる構造をもち，賠償・対米戦債の支払収支で英が2,400万米ドルの赤字であるのに対し，仏は10億米ドルの大巾黒字であったことに特徴があった。これが，米英仏間におけるドイツ賠償問題に対する対応の相違の起因を端的に示していると言えよう。

この賠償・戦債支払関係を軸にした大戦間期の国際的な資金還流体制は，29年アメリカの株価暴落に始まる世界恐慌によって崩壊に直面する。31年におけるドイツの金融恐慌とフーヴァ・モラトリアム，イギリスの金本位制停止・平価切下げが，その崩壊を告るのであり，それ以降新たな国際的資金還流体制での覇権をめざす米英仏間の「為替・通貨戦争」が展開されるのである。この再編成期のエポックは，その初頭にドイツでのナチス政権とアメリカでのルーズヴェルト政権の成立を記した33年，アメリカの金融恐慌と金兌換停止，世界経済会議（ロンドン）の決裂によって画され，賠償・戦債支払の完全な停止と西欧諸国の「通貨ブロック」（スターリング・ブロック，フランス中心の金ブロック，ドイツを中心とする為替管理ブロック）への分裂が導かれた。「短資」と「金」がこの為替・通貨戦争の焦点となり，アメリカの対英，対仏行動が主にそれを主導した。新たなドル中心の国際的資金還流体制として三国通貨協定（36年）からＩＭＦ体制を導びくには，イギリスの「在外資産」の放出と帝国特恵ブロックの解放が必要であったのであり，フランスに対しては，ロンドンとともに20年代の国際金融中心地となったＮ．Ｙ．の国際的な短期資本への支配力を震憾させ，為替投機をめぐって跳踉するフラン短資を抑えること，その「換金」と闘うことが必要であった。

この中でのドイツの位置は，その賠償支払と外資導入によって20年代の国際的資金還流体制の基部となっていた以上，決定的なものであったろうことは推量に難くない。それを二つの期間に区分して見るのが妥当であろう。

①世界恐慌の勃発からローザンヌ賠償会議へ（30～32）：この期間の米英仏の対抗におけるドイツの位置を示すものは，フーヴァ・モラトリアム声明（31年6月）とその交渉（ロンドン専門家会議，同7月）過程であろう。モラトリアムに対して，最大の賠償取立国フランスは，賠償取立継続を主張しつつも，譲歩をよぎなくされて1年間の賠償取立・戦債支払猶予に関する米仏協定を結んだが，賠償確保のためドイツの政治的譲歩なしには今後救済金融に応じないという態度を鮮明にし，フラン短資引上げによる圧力をかけていくのである。米仏協定の直後のドイツの救済金融要請に対して，米連邦準備銀行総裁ハリソンは，それを拒否しつつ信用制限と為替管理が

短資移動を阻止する最良策であると指摘し,[1]それによってドイツに為替管理政策をとらせた。次にロンドン会議においてシュティムソン外相（米）は，「為替管理の導入におけるドイツの反対給付が存在する間，会議を代表する各国政府は，ドイツにある短期信用に対する据置協定を各国民間銀行にすすめるべきであるとの提案」[2]を行ない，これが B.I.Z の Wiggin（U.S.A）委員会に引きつがれて「短期信用据置協定」案が作製されていったのである。為替管理と短資据置協定がアメリカの指導によりブリューニング政府の下で始められ，ナチス政権により対外競争手段として発展させられたことは既に述べたところである。他方イギリスは，米・仏の間に立って，賠償問題をテコとする対米戦債の解消により，金融体制の再建をねらい，上記委員会の Layton（英）報告が，債権・債務関係への世界の分断が「国際的金融均衡」の危機の原因であり，ドイツ問題がその典例であると指摘することによってイギリスの苦悶を垣間見させたのである。[3]この期の特徴は，対抗を含みつつも協調によってドイツ賠償支払の確保を基礎にした金融体制の再編の方向を模索するものであった。

②ローザンヌ会議から三国通貨協定へ（33～36）：国際的資金流通体制の恐慌による崩壊の中で，アメリカが最も早く新たな体制の構築とそこでの指導権掌握をめざして動いた。ローザンヌ会議での英仏の方向はそれと違い，30億R.M.のドイツ公債（賠償に関する最終負担）の発行によって再建資金をえること，しかし対米戦債協定ができない場合にはモラトリアム以前に復帰することにむけられて上記の立場の継続にすぎなかった。アメリカは，賠償問題に関知せずとして会議出席を拒否し，他方で戦債問題での絶対非譲歩を表明し，会議終了後の戦債協定交渉でも改訂を拒否したのである。実質上の賠償・戦債支払関係はこれで幕を閉じられたのであり，後は，フランスが戦債支払を拒否し，ドイツが賠償とドーズ・ヤング外債も含む全対外債務支払に対するモラトリアム（前記トランスファー・モラトリアム）を出すことによって結着がつけられるだけであった（ルーズ・ヴェルトは，第3回世界経済会議（33年6月）でのフランスとの関係上後に態度を中立化させたとは言え，シャハトによってトランスファー・モラトリアムを事前に知らされ暗黙の諒承を彼に与えている）。[4] アメリカは，これにより戦債取立ての権利を損わずしてすでに機能喪失の賠償・戦債関係を葬るのに成功し，以後一方でドイツのモラトリアムと長短期の据置とによって英仏の足場をとりはらい，他方ジョンソン法（34年，対米戦債不履行の外国政府勘定の長期証券新発行を禁止し，かかる国の政府証券の取引禁止）等により資本・商品取引の各部面で英仏を締め上げて新体制への素地を構築していく。その武器は言うまでもなく金準備法，金兌換停止と平価切下げ等による金・通貨・為替政策であった（イギリスのドル買操作によるポンド・レート引下げ操作を封じ，アメリカ商品の対外競争力を有利にし，フランス等の金本位国との間での有利な為替関係をつくり出して短資・金の流入をすすめる）。第3回世界経済会議の決裂に始まる通貨ブロックへの国際通貨金融分裂においては，激しい国際貿易戦が展開されて英仏のブロック体制を掘りくずし，完結的な独自の貿易構造をもたない金ブロックは，フランスの金流出（33年から36年の4年間における金準備増加量約－2,000t）逆にアメリカへの金の流入（同期間約＋4,000t）[5] をもって敗退し，三国通貨協定（1936）によってアメリカの金の独占的保有とロンドンの自由金市場および英米での協調的な為替安定操作を軸にする国際通貨体制

に組み入れられたのである。

米独間での特にラテン・アメリカの商品市場をめぐる対立が激化しつつも，以上に明らかなように，為替管理を手段としたドイツの「自立」は，賠償・戦債関係を軸にした国際的資金還流体制を最終的に突きくずし，英仏の再建の足場を奪い，戦後のＩＭＦ体制の出発点たる三国通貨協定への道を切開くことによって，アメリカの英仏との「通貨戦争」における「突撃隊」の役割を担わされていたのである。[6]勿論より詳しくは，更に(イ)ナチスの公共投資政策とアメリカ独占資本との関係（特に Autobahn 建設を拠点にする化学・電機・自動車 etc の産業再編成と四エチル鉛・合成ゴム等での特許協定・技術開発協定によるアメリカ資本への新しい結合・従属関係，及びアメリカ資本の「封鎖マルク」の形での軍需産業への投資），(ロ) 為替清算協定による東欧の従属的貿易構造化（20年代電化計画と外債引受けで東欧諸国特にポーランド，チェコの財政・企業にまで浸透したアメリカから，ドイツへの転換）において解明されなければならない。

（注）

1) 塚本健，「ナチス経済」東大出版会，第３刷，1971年，194頁。

2) K. E. Born, a. a. O., S. 138.

3) Ebenda, S. 146.

4) Hans-Jürgen Schröder, Deutschland u. die Vereinigten Staaten, 1933—1939, Wiesbaden, 1970, S. 78 f.

5) エス・エム・ボリソフ，「現代資本主義と金」桑野仁他訳，東洋経済新報社昭和45年，282頁（第３表：資本主義国の金準備）

6) シャハトは，ナチス政権成立前にアメリカに渡り，ヒトラー支持獲得のために努力を払い「甚々よく理解された」。アメリカ側の「ヒトラーの可能性」に関しての質問に彼は次のように答えている。「諸君が今迄指導して来たように，事物は経過し，諸君によって指導されていくならば，諸君は間もなくドイツに於いて甚だ多くのヒットラー贔屓を見出すであろう」（中屋則義訳，前掲書，184頁。）すでに述べたトランスファー・モラトリアムでのルーズヴェルトとの交渉（声明前での事前の相談）と封鎖マルクでの英米との交渉をはじめ多くの問題においてシャハトはアメリカ政府，企業家と緊密な連絡を保っている。（H-J, Schröder, a. a. O に詳しい。）

第１表　　賠償支払と主要諸国の戦債返済負担1924.7.1～1931.6.30（百万ＵＳドル）

諸　国	支払受取		戦債支払相手国			差　額
	ドイツから	主要債務国からの給料	ＵＳＡ	イギリス	計	
イギリス	564.9	881.3	1,122.0	——	1,122.1	− 240.8
フランス	1,426.0	1,426.0	220.8	197.1	417.9	+1,008.1
イタリア	203.2	203.2	33.0	107.1	140.1	+ 63.1
ベルギー	182.2	182.2	39.8	12.2	52.0	+ 130.2

S. B. Claugh, The Economic Development of Western Civilization, Z. Aufl., New York etc. 1968, S. 442
zitiert in : W. Fischer, Deutsche Wirtschaftspolittk 1918～1945 3., Verbesserte Aufl., Leske Verl., 1968, S. 107.

第2表　ドイツ国際収支　1913 u. 1924—1935,（Salden/Werte, 100万M及びR.M.）

年	商品取引 ①	サービス ②	利子・配当 ③	支配収支 ①～③ 計 ④	賠償支払 ⑤	資本移動 短期 ⑥	資本移動 長期 ⑦	資本収支 ⑥～⑦ 計（不確定含）	金・為替残高 ＋ 流入 － 流出
	＋＝受取超過／ －＝支払超過					＋＝流入 ／ －＝流出			
1924	－ 1,816	＋ 274	＋ 159	－ 1,383	－ 281	＋ 1,000	＋ 506	＋ 2,919	＋ 1,255
1925	－ 2,444	＋ 462	－ 6	－ 1,988	－ 1,057	＋ 1,124	＋ 107	＋ 3,135	＋ 90
1926	＋ 793	＋ 532	－ 173	＋ 1,152	－ 1,191	＋ 1,376	＋ 147	＋ 607	＋ 568
1927	－ 2,960	＋ 645	－ 345	－ 2,660	－ 1,584	＋ 1,765	＋ 1,779	＋ 3,792	－ 452
1928	－ 1,311	＋ 672	－ 563	－ 1,202	－ 1,990	＋ 1,698	＋ 1,335	＋ 4,123	＋ 931
1929	－ 44	＋ 712	－ 800	－ 132	－ 2,337	＋ 414	＋ 765	＋ 2,304	－ 165
1930	＋ 1,558	＋ 538	－ 1,000	＋ 1,096	－ 1,706	＋ 805	＋ 117	＋ 490	－ 120
1931	＋ 2,778	＋ 450	－ 1,200	＋ 2,028	－ 988	－ 85	＋ 477	－ 2,693	－ 1,653
1932	＋ 1,052	＋ 265	－ 900	＋ 417	－ 160	＋ 14	－ 763	－ 513	－ 256
1933	＋ 666	＋ 313	－ 698	＋ 281	－ 149	－ 50	－ 747	－ 579	－ 447
1934	－ 373	＋ 464	－ 625	－ 534	——	－ 200	＋ 510	＋ 110	－ 424
1935	－ 8	＋ 451	－ 550	－ 107	——	－ 33	＋ 260	＋ 77	－ 30

W. Fischer, a. a. O., S. 103

第3表　ライヒスバンクの金・外国為替保有* 1924～1945,（100万RM）

1924	598.9	1932	974.6	1939	76.8
25	1,398.7	33	529.7	40	77.5
26	1,922.7	34	164.7		
27	2,040.9	35	91.0	1941～45	約 77.0
28	2,405.4	36	75.2		
29	2,506.3	37	74.6		
30	2,806.0	38	76.4		
31	1,914.4				

*外国での金預金を含む　W. Fiocher, a. a. O., S. 104.

第4表　ドイツの対外債務在高（10億ドル）

	長期債務	短期債務 据置信用	短期債務 その他	短期債務 計	計
1930.6	10.8	——	16.0	16.0	26.8
31.7	10.7	6.3	6.8	13.1	23.8
11	10.7	5.4	5.2	10.6	21.3
32.2	10.5	5.0	5.1	10.1	20.6
33.2	10.3	4.1	4.6	8.7	19.0
34.9	7.2	2.6	4.1	6.7	13.9
35.9	6.4	2.1	4.6	6.7	13.1
36	6.1	1.7	4.6	6.3	12.4
37	5.4	1.2	4.2	5.4	10.8

資料 Statistisches Jahrbuch für das Dritten Reich, 1938, S. 636 引用.塚本健,「ナチス経済」225頁.